

桑名文化専門学校 文化教養専門課程 日本語科 学 則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対してそれぞれが必要とする日本語能力を習得させ、当該外国人等の社会参加や学業の成功を支援することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、桑名文化専門学校 文化教養専門課程 日本語科という。

(位置)

第3条 本校の位置を三重県桑名市中央町一丁目92番地に置く

第2章 修業年限、定員並びに休業日

(修業年限・定員)

第4条 本校の修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課 程 名	学科名	コース名	修業年限	入学定員 (各期間)	総定員
文化教養 専門課程	日本語科	進学2年 コース	2年	35名	70名
		進学 1年6か月 コース	1年6か月	15名	30名

(学年・学期の終始期)

第5条 本校の評価等を実施する期間は、次のとおりとする。

進学2年コース：4月5日に始まり翌年3月31日までを第1期間とし、当該翌年4月1日に始まり翌翌年3月31日までを第2期間とする。

進学1年6か月コース：10月5日に始まり翌年3月31日までを第1期間とし、当該翌年4月1日に始まり翌翌年3月31日までを第2期間とする。

2 本校の学期は、次のとおりとする。

前期 4月 1日から 9月 30日まで

後期 10月 1日から 3月 31日まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する日

- (3) 夏季休業 8月 1日から 8月31日まで
- (4) 冬季休業 12月23日から 1月 7日まで
- (5) 春季休業 3月20日から 4月 4日まで
- (6) 開校記念日 3月11日

- 2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、第6条の第1項にかかわらず、休業日に授業を行うことがある。
- 3 非常変災その他急迫の事情があるとき、又は教育の実施上特別の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程・授業時間)

第7条 本校の教育課程及び授業時数は、別表1とする。

- 2 第7条第1項の授業科目に対し、本校学生以外の者から受講の希望があった場合には、入学定員数内に限り本校の教育に支障がないか面接選考の上、聴講生として当該科目の受講を許可することができる。

(授業の終始期)

第8条 本校の始業及び終業の時刻は、9時15分から12時30分まで（午前）、及び13時30分から16時45分まで（午後）とする。

(クラス編成)

第9条 クラスは、学生数を20名以下にわけて編成する。

(成績評価)

第10条 各授業科目の成績評価は、別紙成績評価表に定める。出席時数が修了授業時数の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受けることができない。

(修了の認定)

第11条 本校を受講した者には、第10条の成績評価の結果、全授業科目でC以上の成績を修めることを条件に、修了を認定する。

(卒業の認定)

第12条 学期末に行われる学習成果発表会への参加と修了を認定され、且つ、総出席率が90%以上の者には、卒業証書を授与する。

(教職員組織)

第13条 本校に、次の教職員を置く。

- (1) 校長
- (2) 本務等教員 3名以上（主任教員1名を含む）
- (3) 教員 5名以上
- (4) 事務を統括する職員
- (5) 生活指導担当者 1名以上

2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 入学、休学、退学及び賞罰

(入学資格)

第14条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

文化教養 専門課程	日本語科	(1)12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了している者 (2)年齢が18歳以上の者 (3)日本語能力に関しては選考要項に定める (4)正当な手続きによって日本国へ入国を許可され、又は許可される見込みのある者 (5)信頼のおける保証人を有する者
--------------	------	---

(入学時期)

第15条 本校の入学時期は、4月5日、または10月5日とする。

(入学手続き・許可)

第16条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。詳細は、募集要項に定める。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、所定の入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続きを終了した者に対して入学選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から指定期日までに第22条に定める入学金、授業料等を添え、手続きをとらなければならない。

(休学・復学)

第17条 学生が病気、その他やむを得ない事由によって、30日以上休学する場合は、その事由を記し、診断書を添えて、校長の許可を受けなければならない。

2 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て、復学することができる。

(転学・転入学)

第18条 転学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。他の日本語学校から転入学を希望する者は、入学定員数内に限り、面接選考のうえ相当年次に転入学を許可することができる。転学、転入学の者についてはその期分の授業料等は徴収する。

(退学)

第19条 退学しようとする者は、その事由を記し、校長の許可を受けなければならない。

(ほう賞)

第20条 成績優秀にして、他の模範となる者は、ほう賞することがある。

(懲戒)

第21条 次の各号の一に該当する者には、退学を命ずることがある。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱しその他学生としての本分に反した者

第5章 入学金、授業料、その他

(納付金)

第22条 本校の入学金、授業料等は、別表2のとおりとする。

(納付および納付の特例)

第23条 学生が在籍中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納付しなければならない。

- 2 学生が休学したときは、前項の規定にかかわらず、その始期の属する月の翌月から授業料を免除することがある。又、特別な事由のある場合は、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第24条 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料を3か月以上滞納し、その後においても納付の見込みがないときは退学を命ずることがある。

(納付金の返金)

第25条 理由の如何にかかわらず、既に納付した入学検定料と入学金は返金しない。入学検定料と入学金を除いた納付金については、次のとおり返金する。

(1) 入学前

- ①在留資格認定証明書は交付されたがビザの申請を行わず来日しない場合
条件：入学許可書、在留資格認定証明書を返送すること。
返金：納付金（入学検定料と入学金以外）を返金する。
- ②在外公館でビザの申請をしたが認められず来日できなかった場合
条件：入学許可書、在外公館においてビザが発給されなかったことの証明を送ること。
返金：納付金（入学検定料と入学金以外）を返金する。
- ③ビザを取得したが、来日前に入学を辞退した場合
条件：入学許可書の返却、ビザが未使用で、且つ失効がされていることを確認する。
返金：納付金（入学検定料と入学金以外）を返金する。
- ④来日後、入学しなかった場合
返金：なし。

なお、返金に際して、5000円の返金手数料が発生する。

(2) 入学後

途中退学の場合、入学検定料と入学金を除いた納付金（授業料、施設・設備費、保険その他）については、1年間で2学期とし、1学期（半年）単位で返金を行う。具体的には、1学期の終了日より1か月前までに入学辞退を申し出た場合に、翌1学期分の納付金の返金を行う。1学期の終了日より1か月前以降に入学辞退を申し出た場合、翌1学期分の納付金の返金はない。

（寄宿舎）

第26条 本校は、寄宿舎としての学生寮を設置している。

2 学生寮を利用する場合、入学前に初回納付金として6か月分の寮費と保証金を納付しなければならない。寮費と保証金は次のとおりとする。

	金額
保証金	20,000 円
寮費 (1人あたり)	20,000 円/月

3 前項の規定により納付された初回納付金は、入学日までに入学辞退意思表示をした場合は、保証金を除いて返金する。退学、除籍の場合は、初回納付金は原則として返金しない。

（健康診断）

第27条 健康診断は、毎年1回、別表3に定めた通り実施する。

第6章 雑則

（雑則）

第28条 この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この学則は、令和7年10月1日から施行する。

学則の別表 1

第3章 第7条第1項
(教育課程・授業時数)

日本語科（進学2年コース）				
日本語能力	レベル (週数)	授業科目	修了授業 時数	週授業 時数
A1	初級 (16週)	総合日本語	144	9
		表現活動	48	3
		総合活動	112	7
		日本事情	16	1
A2	初中級 (24週)	総合日本語	216	9
		表現活動	72	3
		総合活動	168	7
		日本事情	24	1
B1	中級 (29週)	試験対策	145	5
		総合日本語	261	9
		総合活動	174	6
B2	中上級 (11週)	試験対策	55	5
		総合日本語	99	9
		総合活動	66	6

日本語科（進学1年6か月コース）				
日本語能力	レベル (週数)	授業科目	修了授業 時数	週授業 時数
A2	初中級 (20週)	総合日本語	180	9
		表現活動	60	3
		総合活動	140	7
		日本事情	20	1
B1	中級 (32週)	試験対策	160	5
		総合日本語	288	9
		総合活動	192	6

B2	中上級 (8週)	試験対策	40	5
		総合日本語	72	9
		総合活動	48	6

学則の別表 2

第 5 章 第 2 2 条第 1 項

(本校の入学金、授業料等)

●進学 2 年コース

項 目	1 年目	2 年目
入学金	70,000 円	
授業料	600,000 円	600,000 円
施設・設備費	30,000 円	30,000 円
保険 その他	30,000 円	30,000 円
合 計	730,000 円	660,000 円

●進学 1 年 6 か月コース

項 目	1 年目	2 年目 (半年)
入学金	70,000 円	
授業料	600,000 円	300,000 円
施設・設備費	30,000 円	20,000 円
保険 その他	30,000 円	30,000 円
合 計	730,000 円	350,000 円

学則の別表 3

第 5 章 第 2 7 条第 1 項

(健康診断)

進学2年コースは毎年4月、進学1年6か月コースは毎年10月に以下の病院で実施する。

カトウ医院	
住所	三重県桑名市有楽町 14
電話	0594-22-5595
診療科目	内科／糖尿病代謝内科／循環器内科